明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　一

○国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（厚生労働・国土交通一）　四

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八二）　六

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八三）　七

○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（厚生労働三一七）　八

〔人事異動〕

防衛省　九

〔官庁報告〕

法　務

判決（最高裁判所）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

平成二十八事業年度独立行政法人国民生活センターの財務諸表、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　七

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　七

会社その他

会社決算公告　八三

省令

○厚生労働省令第百十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項、第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。